

浄水処理における消毒設備の管理等の更なる徹底について

2026 年、2 つの簡易水道事業者で消毒設備の不具合により浄水から大腸菌が検出された事案を受け、国土交通省と環境省は消毒設備管理の更なる徹底を求め、事務連絡を発出しました。今回の事務連絡は、2025 年 10 月 17 日に示された「水道及び飲用井戸等における消毒設備等の管理徹底」の再確認を目的とするもので、日常的な水質検査の確実な実施、消毒設備の適切な維持管理、予備設備の設置、異常時の迅速な給水停止と情報提供などを改めて強調したものとなります。

具体的には、色・濁り・残留塩素などの検査を 1 日 1 回以上行うこと、消毒が中断しないよう設備を常に整備し予備機を備えること、一般細菌・大腸菌が基準を超え、継続が見込まれる場合は直ちに給水停止すること、次亜塩素酸ナトリウムの貯蔵期間・温度管理に十分配慮すること、健康影響が疑われる事故発生時は速やかに国へ情報提供すること、などを求めています。

また、各自治体に対しては、管内事業者への周知・指導の徹底を求めています。

当社では水道水分析について豊富な実績と経験があります。詳しくは、当社水道水分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2026 年 7 月 9 日付 環境省・国土交通省事務連絡](#)

下記の記事をご希望の方は編集室までご連絡下さい。

[1. 東京湾環境一斉調査の実施について\(2026 年度\)](#)

[2. 第 40 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会開催について](#)

[3. 2026 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会の検討内容について](#)

PCB 無害化処理に関わる告示が改正、公布されました

環境省は、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示」及び「低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下 PCB）廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示」を公布しました。また、2026 年 5 月 8 日から 6 月 8 日の間に実施した本改正案に対する意見募集の結果についても公表しました。

○改正の趣旨

これまで高濃度 PCB 廃棄物の処理は、国が統括する事業（中間貯蔵・環境安全事業株式会社による処理）として行われてきましたが、2026 年 3 月末でその事業が終了しました。今後は、予期せず発見される高濃度 PCB 廃棄物を少量ずつ散発的に処理する段階に移行するため、これらが長期的に保管されることがないように、少量散発的に覚知されるものを長期的に安定して確実に処理する新たな処理体制が必要となります。

このような状況を踏まえ、廃棄物処理法に基づく無害化認定制度の対象に高濃度 PCB 廃棄物を追加することや、無害化設備に付加する前処理技術の基準追加を行うこと等が示され、告示内容が改正されました。

○意見募集の結果 提出意見数：4 件

当社では PCB の分析に実績と豊富な経験があります。詳しくは、当社 PCB 分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2026 年 8 月 20 日付 環境省報道発表資料](#)



消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の 12 項目は、水質検査の実施時期が決められており、6 月～9 月の間に実施する必要があります。詳しくは下記 URL からご覧いただけます。特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>

お問い合わせはこちら



[過去の記事はこちら](#)

[お問い合わせはこちら](#)